

川障発第 2251 号
令和 6 年 2 月 28 日

移動支援実施事業者 各位

川越市長 川合 善明
(公 印 省 略)

移動支援事業補助金交付に係る年度末・年度当初手続きについて（通知）

日頃より、本市の障害福祉行政に多大なる御理解、御協力を賜りまして、心から御礼申し上げます。

さて、令和 5 年度及び令和 6 年度の移動支援事業補助金交付に係る手続きについて、別紙のとおり通知いたします。

各種手続きを滞りなく実施していただきますようお願い申し上げます。

なお、各種様式については川越市公式ホームページに掲載いたしますので、そちらから書式をダウンロードしてください。

川越市福祉部障害者福祉課

障害給付担当 木内 川橋

連絡先 049-224-6312

別紙

移動支援事業補助金 年度末～年度当初手続きについて

(1) 令和5年度の請求・受給状況の確認 (3/8 (金) まで)

- 令和5年4月～令和6年1月のサービス提供分について、請求及び受給に漏れ等がないか確認をお願いいたします。(年度当初の実績については、移動支援利用者登録前の場合は補助対象外となりますので、利用者証の有効期間も併せてご確認ください。)
- 万が一未受給のものがあれば、3月8日までに請求書類を提出してください。
- 交付決定額の不足が見込まれる場合は、至急変更交付申請を行ってください。

(2) 令和5年4月～令和6年2月実績(支払い)確認 (3/15 (金) まで)

- 令和5年度の実績報告をスムーズに行うため、令和5年4月～令和6年2月実績(支払い)の確認をしたいと思います。提出後、市で把握している支払額と一致していない場合は、御連絡をさせていただきます。(精算額算出内訳書)

(3) 令和6年度の移動支援事業について (4/1 (月) まで)

- 令和6年度川越市障害者等移動支援事業補助金の交付申請を行ってください。
- 交付申請書は、令和6年4月1日付で作成してください。
- 交付申請を行う際は、申請者(法人名・代表者職・代表者名)だけでなく、事業所名も記載してください。(記載箇所は、法人名と代表者の間としてください)
- 提出連絡票を表紙とし、担当者欄及び確認欄を記入の上、提出してください。
- 支援を行う際は、必ず事前に令和6年度の移動支援利用者証をご確認ください。利用者登録決定は年度ごとであり、令和6年度の利用者登録がされていない場合は補助対象外となります。
- 交付申請額は、令和5年度の決定額を上限とします。

(4) 令和6年3月分の請求について (4/10 (水) まで)

- 3月提供分終了後、速やかに請求を行ってください。
- 交付決定額の不足が見込まれる場合は至急変更交付申請を行ってください。

(5) 令和5年度の移動支援事業補助金実績報告について (4/19 (金) まで)

- 3月提供分が終了し、請求額が確定したら速やかに実績報告を行ってください。
- 交付決定額≧実績額の場合、変更交付申請は必要ありません。
- 実績報告を行う際は、申請者(法人名・代表者職・代表者名)だけでなく、事

業所名も記載してください。

- 理事会の未承認による理由等で収入支出決算書を提出できない場合、その理由と提出時期を明記した理由書を提出してください。
- 実績報告後は、令和5年度分の補助金追加請求等にはいかなる理由でも応じかねますのでご注意ください。

(6) 事業所内容の変更届について (4/1 (月) まで)

- 移動支援事業を実施する従業者の方の情報についてサービス提供をする従業員の情報に変更があった場合、必ず変更届が必要です。令和5年度の実施状況を確認したところ届出がされていない方がサービス提供されているケースがございます。雇用した際や退職された際、ご結婚などで名字が変更されている場合にも届出が必要です。特に事業所様で雇用された際に、移動支援事業を行う場合は、資格が必要です。変更届の提出をお願い致します。
※移動支援事業でサービス提供する方は資格が必要で要綱に記載されています。

各種様式は川越市公式ホームページに掲載しています。

【事業者向け】移動支援事業（地域生活支援事業）をご覧ください。